

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（案）について（概要）

1 趣旨

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）第2条による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第577条の2第1項において、リスクアセスメント対象物（リスクアセスメント（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の3第1項の規定による危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）をいう。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う事業場においては、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用等の必要な措置を講じ、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならないとされている。
- 安衛則第577条の2第3項において、①リスクアセスメントの結果等に基づき講じた措置の状況、②リスクアセスメント対象物への労働者のばく露状況、③関係労働者への意見聴取状況について、記録を作成し、これを3年間保存しなければならないこととされている。さらに、リスクアセスメント対象物が、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合については、④労働者の氏名、作業の概要及び期間等の記録を作成し、②の記録と併せて、30年間保存しなければならないこととされている。
- 本告示は、安衛則第577条の2第3項の規定に基づき、がん原性物質を定めるものである。

2 告示案の概要

安衛則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノールを除く。）とする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでないこととする。

3 根拠法令

安衛則第577条の2第3項

4 適用期日等

告示日：令和4年12月上旬（予定）

適用期日：令和5年4月1日